

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社リ・コート  
大阪府大阪市淀川区西宮原2-5-46-118

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 6 年 8 月 27 日～令和 6 年 10 月 26 日（2ヵ月）  
近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

3 指名停止理由

株式会社リ・コートは令和6年6月4日付けで建設業許可部局（大阪府）から以下の監督処分を受けた。

①指示処分

主任技術者の配置に専任を要する枚方市内の民間発注工事において建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に違反して工期の重複する高槻市内及び吹田市内の民間発注工事（大規模修繕工事）並びに吹田市内の民間発注工事（改修工事）に配置した主任技術者を、専任を要しない主任技術者として工事現場に配置した。

また、上記の枚方市内の工事において、請け負った建設工事をさらに請け負わせたのにもかかわらず、建設業法第24条の8第2項の規定に違反して発注者から直接その工事を請け負った特定建設業者に対し、再下請負の通知を行わなかった。さらに、同項の規定に違反して発注者から直接その工事を請け負った特定建設業者に対し、1次下請負人である当該建設業者が直接請け負わせてない3次請負人であった業者に直接請け負わせたとの内容の再下請負の通知を行った。

②10日間の営業停止処分

高槻市内、枚方市内の民間発注工事において建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む業者と下請契約を締結した。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措 置 要 件                                                                            | 期間及び措置対象区域                             |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| （建設業法違反行為）<br>13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>当該区域を対象として<br>1ヵ月以上9ヵ月以内 |